



第 3 章

復帰と金融諸制度

第 1 節	本土金融制度の適用と旧制度の廃止……	144
第 2 節	復帰特別措置……	147
第 3 節	銀行業務の変化……	152

第 1 節

本土金融制度の適用と旧制度の廃止

1 本土金融制度の適用

本土の金融機関は制度上の「銀行法」(1927年法律第21号)、「相互銀行法」(1951年法律第199号)などにより法的な規制を受けている。その内容は、①営業の免許、②授権資本および資本の額の変更、③営業所に関する規制、④合併、営業譲渡、⑤廃止、解散、精算などについて大蔵大臣の許認可を必要とするというものである。また業務運営に関しては、「銀行法」などに細則が設けられていないこともあって、その時々々の金融事情に応じて監督官庁の行政指導が行われている。したがって、復帰に伴って県内の市中銀行も当然これら行政指導の適用をうけることはいうまでもなく、その直接の出先機関として復帰と同時に沖縄総合事務局財務部が設置された。

さらに、本土復帰とともに日本銀行那覇支店が設置されたが、これにより中央銀行による通貨信用のコントロールは、個々の銀行が独自に行った復帰前とは異なり、通貨発行機能を伴った国の金融政策がそのまま適用されることになった。

(1) 臨時金利調整法

復帰前においては、1953年11月2日公布の琉球政府立法院立法第77号「臨時金利調整法」が施行されていた。同法によって、金融機関の金利については行政主席がその最高限度を定めることができ、また行政主席は金融審議会の諮問の下に金利の最高限度を定め、変更または廃止することが規定されていた。しかし、銀行預金に関する実際の金利は4行間の打合わせにより決定され、「臨時金利調整法」が実際に発動されたことはなかった。

復帰後は、本土の「臨時金利調整法」(1947年法律第181号)が県内金融機関においても適用されることになり、銀行預金金利は同法告示の最高限度の枠内で、また各種預金細目金利は日本銀行のガイドラインに従って決められるようになった。また貸出金利についても「臨時金利調整法」に基づく大蔵大臣告示によってその最高限度が定められ、その範囲内で各市中銀行が貸出金利を決定することになった。

(2) 準備預金制度

復帰前の預金準備金は琉球銀行条例第18条、「銀行法」第5条および「相互銀行法」第13条においてそれぞれ規定されていた。銀行は、それぞれの法律に基づいて定期性預金の5%、要求払預金の20%に相当する支払準備金を保有し、かつその所要準備金総額の50%以上を現金または準備金受託銀行(BOA那覇支店、アメックス沖縄支店を含む)に要求払預金として預け入れなければならなかった。支払準備率はきわめて高率であったが、これも同制度が米国に倣い、主として「預金者保護」を目的としていたからにほかならなかった。本土側における準備預金制度が銀行預金の一定割合を中央銀行に預け入れさせ、この割合を変更することによって通貨量の調節を図ることを目的としていたことは大きく異なっていた。本土復帰によってその意義が極端に変化した典型的な制度のひとつであった。

(3) 預金保険制度

金融機関に適正な競争原理を導入していく前提として、預金者保護の措置を講じておく必要があるとの見地から、本土においては1971年6月「預金保険法」(1971年法律第34号)が公布施行されたが、同制度の沖縄の金融機関への適用に当たっては、「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(1972年政令第150号)により、復帰の日の資金量を基準に第1回の保険料を復帰後3カ月以内に納めることが定められた。

(4) 外国為替管理法

復帰前の沖縄においては、主要国際決済通貨である米国ドルを通貨として使用していたため、外国為替管理制度がなく為替は自由化されていた。輸出や輸入に関しては、1958年9月高等弁務官布令第12号「琉球列島における外国貿易」が基本法として制定され、対外商取引に伴う決済通貨の指定、輸出および輸入に伴う決済方法の規定、指定貨物の輸出入の禁止、制限のほか許可の取得などが明文化されていた。

本土復帰後は1949年12月に公布施行された「外国為替および外国貿易管理法」を基本とし、これに基づいて制定された関係諸政令および諸規則により管理されることになった。そして為替管理および貿易管理行政は大蔵省、通産省、日本銀行などのもので行われ、外国為替公認銀行の行政委託事務は多岐にわたり、自由化体制時の復帰前の簡単な手続きに比べて大きく様変わりすることになった。

2 消滅した制度

(1) 外銀クレジット

復帰前の地方銀行、相互銀行が季節的、一時的な資金不足に対処するため利用していた外国銀行からの借入れを外銀クレジットと総称していた。支払準備金のうち準備金受託銀行預け金などが貿易決済資金として随時使用されたほか、リファイナンスやその他の借入れの見返りとして利用された。外国銀行に預け金の形で預金勘定をもつには、準備金預託銀行としての認可手続が必要であったが、復帰前の通貨が米国ドルということもあってコレス先である米国の銀行が預け先として多く利用された。したがって、外銀クレジットによって利用する資金の金利や手数料は商業ベースに基づくものであり、資金の調達にも自ら限界があった。このような外銀クレジットは、沖縄の銀行の資金不足を補うものであったが、復帰に伴う通貨切替えにより国内資金の不足分の調達といった機能は、コール市場や日銀借入れに取って代わられた。

外国からのクリーンリファイナンスによる外貨資金の調達については、大蔵省の個別許可を必要としたこともあって復帰後行われなくなった。

(2) その他の制度

沖縄の市中銀行で取り扱っていた2年定期預金は、当時本土の銀行では取り扱われておらず、復帰時に本土の「臨時金利調整法」に基づく告示、日銀ガイドラインの最高限度を超える預金として受け入れできないことになり消滅した。また復帰前に契約された沖縄独自の金銭信託3年ものについても復帰後、満期の到来とともに廃止され、2年ものと5年もの取扱いのみとなった。

第2節 復帰特別措置

1 金融機関の存続

1971年12月に制定公布された「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(1971年法律第129号)は、復帰に伴う日本本土の諸制度への移行を円滑にするために定められたものであった。このなかで「沖縄法令による免許等の効力の承継等」という条項を設け、沖縄法令の規定によりなされた免許、許可および認可などは、政令によりそれぞれ本土法令の相当規定に基づいてなされた処分または手続きとみなされることになった。

そしてその復帰特別措置法のもとに、沖縄の民間金融機関存続についての根拠法となる「沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令」(特別措置令、1972年政令第150号)が1972年5月に公布された。

(1) 銀行法関係

特別措置法第53条(沖縄法令による免許等の効力の承継等)の規定に基づく特別措置令第52条において沖縄の「銀行法」による免許を受けた者で復帰の際、銀行業を営んでいるものは本土「銀行法」による免許を受けたものとみなされた。

当行はすでに触れたように、沖縄の「商法」に準拠した銀行ではなく、米軍政府布令第1号により設立された特殊法人であり、しかも沖縄の「銀行法」に基づく免許も受けていなかった。したがって、本土復帰後営業を続ける前提として沖縄の「商法」に基づく株式会社に改組し、沖縄の「銀行法」に基づく免許を受けることが必要であった。そのため、1972年1月14日の臨時株主総会において沖縄の「商法」に基づく株式会社への移行を決議し、5月12日に沖縄の「銀行法」上の免許を取得した。そしてこれらの措置により復帰後、業務の継続が認められることになった。

沖縄銀行は沖縄の「銀行法」に基づいて1956年6月に免許を受けていたことから、復帰の経過措置によりそのまま営業が認められた。そのほか外国銀行であるアメックスの支店、BOAの支店がそれぞれ沖縄の「銀行法」と外資関係法の免許を受けていたので特別措置の対象となり、復帰後、業務の継続が認められた。



BOA那覇支店



アメックス那覇支店(国場ビル1階)

(2) 相互銀行法関係

沖縄の「相互銀行法」は本土の「相互銀行法」とほとんど同じ内容であった。そのため特に問題となるようなこともなく、特別措置法および特別措置令第57条により本土の「相互銀行法」による免許を受けたものとみなされ、沖縄の相互銀行は復帰後もその営業が認められることになった。

(3) 信用金庫法関係

沖縄の「信用金庫法」は既存の2信用組合を信用金庫に転換するために1970年6月に公布されたが、その内容がほとんど本土のものと同じであったため、特別措置法第53条の規定に基づく特別措置令(第58条)により県内の信用金庫とともに復帰後の業務が認められた。

(4) 信用保証協会

本土復帰前に沖縄の「信用保証協会法」(1963年立法第50号)第6条1項の規定で行政主席の認可を受けて設立されていた沖縄信用保証協会は、本土の「信用保証協会法」(1953年法律第196号)第6条1項の規定による認可を受けたものとみなされ(特別措置令第150号第60条1項)、復帰と同時に沖縄県信用保証協会と改称された。沖縄と本土の信用保証協会法の規定は、事業年度に関する規定以外にほとんど相違点はなく、信用保証協会の本土法制下への移行も順調に進められた。

ところで本土では、中小企業に対する信用補完制度として1958年に中小企業信用保険公庫が全額政府出資で設立され、信用保証協会の行う保証業務の再保険また各協会の強化向上あるいは業務拡充に要する資金の供給を行っていた。沖縄県信用保証協会は、本土復帰後こうした制度の恩恵を受けることになり、中小企業者の多い沖縄で中小企業者が金融機関から融資を受ける場合の保証をする制度が強化され、中小企業者への金融の利便が図られた。

2 信託業務の継続兼営

復帰前の沖縄では、信託業務は「銀行法」により行政主席の認可を受けて営業できることになっていたが、本土では銀行業務と信託業務の兼営は原則として認められていなかった。そのため、特別措置令(第150号第53条)「普通銀行等の貯蓄銀行業務または信託業務の兼営等に関する法律関係」によって、復帰の日から5年間は兼営法の認可を受けたものとみなされ

ることになった。当行と沖縄銀行は、地方銀行として初めて信託業務の兼営が認められることになったのである。その後、1977年5月にはさらに5年間の延長が認められた。

いずれにしろ、全県に広がる支店網を通しての信託業務はすでに住民生活と密接なつながりをもっており、画一的に本土の専門商業機関を導入して取扱機関を分散多様化することは好ましくなく、沖縄の金融経済の特殊事情と地元産業の金融の利便を勘案した場合、将来的には期限付きの特別措置的取扱いではなく、永続的な制度の適用が望まれた。

3 外国為替公認銀行の指定

復帰前の沖縄での対外的な商取引およびこれに伴う支払いは、米国ドルによってのみ行われていたので為替管理は特に必要とされなかった。「銀行法」、「相互銀行法」では銀行の業務として、①信用状の発行、その他通常外国貿易業務の融資にかかる事業などの外国貿易と関連する支払いおよび収納を行うこと、②外国送金を行いおよびこれを収納すること、などが規定されており、地元銀行3行は通常の銀行業務として外国貿易業務が認められていた。

一方、本土においては「外国為替銀行法」により大蔵大臣の免許を得て設立された外国為替専門銀行(東京銀行)と「外国為替及び外国貿易管理法」によって大蔵大臣の認可を受けた銀行だけが外国為替公認銀行として指定され外国為替業務の取扱いが認められていた。

当行および沖縄銀行は沖縄の本土復帰に際し、特別措置法および特別措置令(第150号第71条)「外国為替管理関係等」によって認可を受けたものとみなされることになった。また本土の「相互銀行法」では当時外国為替業務は行うことができないこととなっていたが、復帰前の沖縄の「相互銀行法」では「銀行法」と同様に認められていたので、特別措置令第150号第71条2項において沖縄相互銀行も本土「相互銀行法」第7条(他業の禁止)の規定にかかわらず、復帰の日から2年間、外国為替業務を営むことが認められた。しかしその後、1974年に「相互銀行法」の一部改正があり、その時点で外国為替公認銀行に指定された。

4 アメックス軍用銀行支払い小切手の受取り

本土の外国為替管理が厳しい状態であったことから、沖縄の本土復帰を前に外国為替取扱いについて強い関心が寄せられていた。特に米軍基地とのかかわりが深いコザ(現沖縄市)商工会議所では、「ドル受取制度」の特別措置を提案するほどであった。

しかし国際情勢の変化もあって外国為替管理が緩和されるようになり、復帰直前の1972年5月8日には居住者の外貨集中制度が撤廃されることになった。その結果、居住者の外貨の保有外貨預金の開設、非居住者の外貨預金の開設、両替商の旅行小切手の受取りなどが大幅に緩和された。しかし復帰まで通貨のひとつとみなされていたドル表示小切手(American Express International Banking Corporation Military Banking Facility 払いの小切手)を受け取ることについては制限的に取り扱われた。すなわち、沖縄の米軍基地に関係する米軍人、その家族などが沖縄滞在に必要な費用の支払いのためにドル表示小切手を使用する場合の受取りは経過措置として2年間認められることになったが、しかし「沖縄の復帰に伴う外国為替及び外国貿易管理法令の適用」(1972年5月11日付蔵国第2001号日為第35号)は、許可を受けずに取引などができるケースとして、沖縄にある居住者が非居住者(個人に限る)の沖縄滞在に伴う生活費または通常の物品もしくは役務の購入費などの費用を支弁するための支払いを外国通貨表示の小切手(額面アメリカ合衆国通貨1,000ドル相当額以下のものに限る)で受領した場合、またはこれらの支払いの受領を伴う取引などをする場合、をあげただけであった。

5 本土金融機関の進出抑制

沖縄の本土復帰に際して大蔵省は、本土の銀行および相互銀行の沖縄事務所の設置について銀行ならびに相互銀行あて、「沖縄復帰後における沖縄の金融機関の健全な発展を図る見地から、当分の間あらかじめ当局の承認を受ける必要があることとしたから了解願いたい」(1972年5月15日付蔵銀第1580号)というような通達を出した。さらに沖縄県所在の地方銀行の店舗行政上の取扱いについても、沖縄経済の本土経済への円滑な適応を促進するなどの見地から必要に応じて弾力的に運用する(1972年5月15日付蔵銀第2168号)など、本土の関係通達の適用を緩和することを明らかにした。このような行政当局の方針もあり、復帰後沖縄に事務所を設置

した銀行は第一勸業銀行と鹿児島銀行の2行(いずれも戦前沖縄に支店を設置していた)だけであり、営業店舗の進出は行われなかった。

なお、大蔵省の金融機関の店舗認可については、利用者の利便、地域の経済情勢などから2年ごとに見直しが行われ、新設店舗については近くに金融機関がない場合は2年度につき1行2店舗以内、その地域に店舗があって人口、企業が著しく増加するなど地域経済情勢の変化が生じた場合は1店舗に限り認可されることになっていた。このような店舗認可基準も、間接的には沖縄進出の抑制につながった。

第3節

銀行業務の変化

1 外国為替関連業務

(1) 外国為替の取扱い

沖縄の貿易取引は対本土取引が圧倒的に多く、例えば1969年の場合輸出総額の87.2%、輸入も73.9%は対本土取引で占められていた(琉球政府『貿易要覧』1970年版)。復帰前の沖縄の貿易は、実質的には本土との輸出入により成り立っていたといえる。したがって、沖縄の本土復帰に伴い外国為替取引の大半が国内取引に移行することとなった。

また商品の本土からの輸入は主として信用状に基づく方法でなされ、信用状は輸入業者の取引銀行が信用状発行銀行となって支払を保証するため本土輸出業者にとり有利な条件になっていた。しかし、本土からの輸入取引はこの信用状方式が慣行となっていたので、復帰時点で即時に信用状の使用を廃止することは商取引に混乱が生じることが懸念された。特に本土輸出業者の要望もあり、信用状の存続について地元3行と東京為替会(二水会)との間で調整が進められ、暫定的に復帰後も国内信用状として残し、正常な国内取引に移行するまで利用する方法がとられた。また、復帰後に決済されるドル表示外国為替は、復帰時点の1972年5月15日に復帰特別措置法第52条に基づいて大蔵大臣が復帰前の外国為替売買相場の動向を勘案して定める交換比率により自動的に日本円表示の債権債務に切り替えられた。そして、それ以降の対本土新規取引は当然のこととして円建ての国内取引に移行することになった。対本土取引が国内取引に移行することによって外国為替の取引量が大幅減少したほか、復帰以前にはなかった複雑な「外国為替および外国貿易管理法」(1949年法律第28号)が適用されることになり、外国為替業務は大きく変化した。

(2) 対外決済方式

復帰前から本土との輸出輸入、送金などの為替取引は頻繁に行われ、これらはすべて外国為替として取り扱われていた。したがって、取引に使用する諸用紙類も英文の書式または英文と邦文との併用という形式が採られた。為替取引の契約方法も本土の各外国為替公認銀行と個別にコルレス契約を締結し、暗号文、署名鑑、取引条件などが取り交わされていた。コル



外国為替事務センター

レス先は都市銀行(15行)がほとんどで地方銀行は2行であった。そして、これらコールレス先はすべて当行に決済資金を預託していた。

本土復帰によって本土との為替取引が外国為替から内国為替に移行することもあって、復帰の1年前から地元の銀行ではそのための準備が進められた。当時、沖縄の銀行は地方銀行協会が行っていた地銀データ通信システムに直接加入することができなかつたため、復帰1年後に実施される予定の全銀データ通信システムの発足時には同システムに加盟したいとして、復帰時点で日本銀行の為替決済制度に加盟し決済加盟銀行(87行)の全行と為替取引を締結するための準備を進めた。全国銀行協会(全銀協)の好意的な協力もあって全銀協為替小部会において復帰後の対本土為替取引の進め方が検討されたが、そのドラフト案が当行と沖縄銀行に提案され沖縄側の要望もとり入れた形で復帰後の為替取扱い方法が決定された。それは本土での通常の取扱いと異なり、全銀データ通信システムに移行するまでの経過措置としてテレックス、電信または文書郵送により日銀決済加盟銀行と直接通信するという方法であった。日本銀行の為替決済制度への加盟とともに、那覇手形交換所も手形交換規則を全面改正し、法務大臣指定の交換所として発足することになった。復帰時点では国内取引として為替業務が実質的に本土と同質化された。



本店営業部窓口

2 コール市場への加入

市中銀行の短期の資金過不足を調整するために利用される市場がコール市場であり、このほかに手形売買市場、政府短期証券市場がある。また、市場のなかで売買の仲介役として政令により現在6社の短資会社が指定されている。復帰後の市中銀行は、日常の営業を通して短期的に資金の過不足が出た場合、個別にコール市場を利用し資金の運用、調達ができるようになった。一方、信用金庫は全国信用金庫連合会を通してコール市場を利用している。

3 上部団体への加盟

全国各地の銀行協会の連合体としての全国銀行協会(全銀協)は、銀行全体の代表機関として金融・経済の調査研究、各地の銀行協会および他の経済団体との連絡協調、関係官庁との連絡や建議ないし要望を行うほ



為替交換システム開通

か、銀行業務の進歩改善に必要な事業などを遂行している。沖縄の銀行協会も本土復帰を起点に全銀協への加盟をみた。また全銀協支援の下に内国為替取引の本土制度への移行準備が行われたこともあり、銀行業務の調整作業も全銀協の指導下に行われていった。

全銀協の銀行業務に関する通達は銀行業務全般にわたり、銀行業務の基本的な取扱いは全銀協の通達に基づいて行われている。内国為替業務最大の合理化となった全銀データ通信システムをはじめ、歩積両建預金の自粛措置、健全融資のルール確立のための基本方針から各銀行が行う広告、PR用頒布品に至るまでの様々な措置は、復帰後沖縄の市中銀行の業務遂行上にも大きな変化をもたらすことになった。ただ、手形交換制度ならびに不渡処分制度については、関連規定を一挙に本土と統一化するには特に支障が多いとして、8月1日以降にずらして実施されることになった。

また、全銀協より長い歴史をもつ地方銀行協会(地銀協)は、個々の地方銀行を会員とし、行員の共同研修をはじめ業務面での協力、国債や政府保証債の引受け、関係方面への建議要望などについて活動を行っている。沖縄の地方銀行は、特に行員の研修面において地銀協の研修制度を多く利用し、その恩恵を受けている。